

別記（主要民間発注者） 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

現在、建設業においては、産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進めるため、社会保険等（雇用、健康、年金保険）の未加入対策を進めております。

建設工事の質を確保し、将来の建設産業の担い手を確保する上で、社会保険等未加入対策の推進は重要な取組ですが、こうした取組を実効あるものとするためには、発注者各位のご理解とご協力が不可欠です。

ついては、以下について傘下の会員企業各位に情報提供いただくとともに、建設工事の発注に当たって、

①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、

②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂く

ことについて、ご理解、ご協力を頂くようお願いいたします。

1 社会保険未加入対策の推進

（1）現状

貴団体の関係者が発注する建設工事を担う我が国の建設産業は、現在の建設投資がピーク時の約 5 0 % に減少している中で、受注競争が激化しており、かつてなく厳しい状況に直面しています。

そのような中で、建設業就業者は 5 5 歳以上の高齢者の占める割合が約 3 3 %（平成 2 3 年現在）と全産業平均を大きく上回る一方、若年者の新規入職者が著しく減少し、その結果次代を支える若年層が著しく減少しており、今後熟練者の大量退職が進む中で、現場で建設工事を担う技能労働者が恒常的に不足する事態が懸念されます。

これまで建設業界では、厳しい状況の中で企業経営を成り立たせるため、従来からの直用など雇用関係が不明確な労働慣行、重層化した下請構造の中で、技能労働者の非社員化・非常勤化、月給制から日給月給制への転換などを進めてきました。

その結果、本来固定費であるはずの労務費が変動費化し、賃金が低下するとともに、法令上加入義務がある社会保険に事業者や技能労働者が加入していないという事態に至り、技能労働者を巡る労働環境は悪化しています。

（２）社会保険等未加入解消に向けた取組

このような状況に鑑み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に向け労働環境の改善を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、現在、建設業においては、業界を挙げて社会保険未加入対策を徹底することとしています。

社会保険未加入対策の推進に当たっては、加入義務のある下請企業のみならず、発注者、元請企業、下請企業、個々の建設労働者など関係者全体で取り組むとともに、建設業の構造を踏まえて総合的に取り組むこととしています。

このため、行政、元請企業、下請企業、個々の労働者等が一体となった「社会保険未加入対策推進協議会」を設置して、関係者による一体的取組に向けた機運を醸成するとともに、各建設業者団体による「社会保険加入促進計画」の策定と、これに基づくそれぞれの取組の推進、行政による建設業許可・更新時の確認と指導、下請指導ガイドラインに沿った元請企業による下請企業への指導など、建設業に関わる主体が、それぞれ積極的な取組を展開しているところです。

（３）取組の進め方

社会保険加入の徹底については、本年３月１４日に中央建設業審議会からも「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。」と提言されているところです。

これを受け、（２）で述べた「社会保険未加入対策推進協議会」には、複数の発注者団体にもオブザーバーとして参画頂いております。

今後、社会保険未加入対策については、平成２４年度以降、まずは、周知や啓発を進め、次いで加入指導を行い、その上で社会保険に加入している企業・労働者の優先活用に取り組み、対策の実施後５年を目途に、企業単位では許可業者の加入率１００％、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしています。

発注者の皆様におかれては、建設工事の発注に当たり、前述の建設業界が置かれた非常に厳しい現状と、助今日の改善に向けて社会保険加入を軸として、関係者一体となって取組を進めているということにつき、ご理解をお願いしたいと存じます。

２ 公正な競争環境の実現と法定福利費の確保

（１）現状

発注者の皆様においては、株主等への対外的な説明責任が求められる中で、建設工事を発

注する際には、出来るだけ安くすることが求められる立場にあると認識しています。

しかし、それを受注する側においては、前述の通り受注競争が激化する中で、本来固定費であるべき法定福利費ですら変動費化するような行き過ぎた競争が行われています。その結果、法定福利費を適正に負担しない企業が競争上有利となって、適正に負担している企業が競争上不利となる矛盾した状態となっています。

更には、建設業における重層下請構造下での不透明な契約関係、下請契約の当事者間における交渉力の格差等と相まって、受注者が極度に低い価格で受注すると、多くの専門工事業者や労働者へのしわ寄せが生じ、建設産業全体の足腰が弱まって、建設工事の成果物の品質にも影響が及ぶことが懸念されます。

（２）公正な競争環境の構築と法定福利費の確保

質の高い建設工事を実施するためには、適正な単価や適正な工期の設定が必要です。

（１）のような状況においては、発注者の皆様にもご協力を頂き、法定福利費などの不可欠な経費について、しっかりと確保していく必要があります。「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」（平成２３年８月）においても、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として考慮すべきとされているところです。

発注者の皆様におかれては、建設業における公正で健全な競争環境を構築し、必要な技能労働者を確保するため、発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定して頂くと共に、実際の発注に当たっては、必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行って頂くことにつき、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、国土交通省直轄の土木工事においては、これまで実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されていたところですが、本年４月から、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映できるように、現場管理費率式の見直しを実施しています。また、国土交通省直轄の建築工事については、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について、これまでも予定価格に適切に反映しているところです。

○ 別記 1

【主要民間発注者の長】

一般社団法人 日本経済団体連合会理事長 殿
日本商工会議所理事長 殿
公益社団法人 日本建築士会連合会理事長 殿
社団法人 日本建築士事務所協会連合会理事長 殿
社団法人 日本建築積算協会理事長 殿
社団法人 日本建築家協会理事長 殿
社団法人 建築設備技術者協会理事長 殿
一般社団法人 日本自動車工業会理事長 殿
一般社団法人 日本電機工業会理事長 殿
石油化学工業協会理事長 殿
石油連盟理事長 殿
電気事業連合会理事長 殿
一般社団法人 日本ガス協会理事長 殿
日本百貨店協会理事長 殿
日本チェーンストア協会理事長 殿
一般社団法人 日本民営鉄道協会理事長 殿
(一社)不動産協会理事長 殿
(社)日本ビルディング協会連合会理事長 殿
(社)全国宅地建物取引業協会連合会理事長 殿
公益社団法人 日本住宅建設産業協会理事長 殿
(社)全日本不動産協会理事長 殿
(社)全国住宅建設産業協会連合会理事長 殿
(社)高層住宅管理業協会理事長 殿
(一社)不動産流通経営協会理事長 殿
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会理事長 殿
一般社団法人 不動産証券化協会理事長 殿
(社)大阪土地協会理事長 殿
(社)中部不動産協会理事長 殿
社団法人 住宅生産団体連合会理事長 殿
社団法人 生命保険協会理事長 殿
一般社団法人 日本損害保険協会理事長 殿

○ 別 記 2

【 都 道 府 県 知 事 殿
北 海 道 知 事 殿
青 森 県 知 事 殿
岩 手 県 知 事 殿
宮 城 県 知 事 殿
秋 田 県 知 事 殿
山 形 県 知 事 殿
福 島 県 知 事 殿
茨 城 県 知 事 殿
栃 木 県 知 事 殿
群 馬 県 知 事 殿
埼 玉 県 知 事 殿
千 葉 県 知 事 殿
東 京 都 知 事 殿
神 奈 川 県 知 事 殿
新 潟 県 知 事 殿
山 梨 県 知 事 殿
長 野 県 知 事 殿
富 山 県 知 事 殿
石 川 県 知 事 殿
岐 阜 県 知 事 殿
静 岡 県 知 事 殿
愛 知 県 知 事 殿
三 重 県 知 事 殿
福 井 県 知 事 殿
滋 賀 県 知 事 殿
京 都 府 知 事 殿
大 阪 府 知 事 殿
兵 庫 県 知 事 殿
奈 良 県 知 事 殿
和 歌 山 県 知 事 殿
鳥 取 県 知 事 殿
島 根 県 知 事 殿
岡 山 県 知 事 殿
広 島 県 知 事 殿
山 口 県 知 事 殿
徳 島 県 知 事 殿
香 川 県 知 事 殿
愛 媛 県 知 事 殿
高 知 県 知 事 殿
福 岡 県 知 事 殿
佐 賀 県 知 事 殿
長 崎 県 知 事 殿
熊 本 県 知 事 殿
大 分 県 知 事 殿
宮 崎 県 知 事 殿
鹿 児 島 県 知 事 殿
沖 縄 県 知 事 殿

○ 別記 3

【建設業者団体の長】

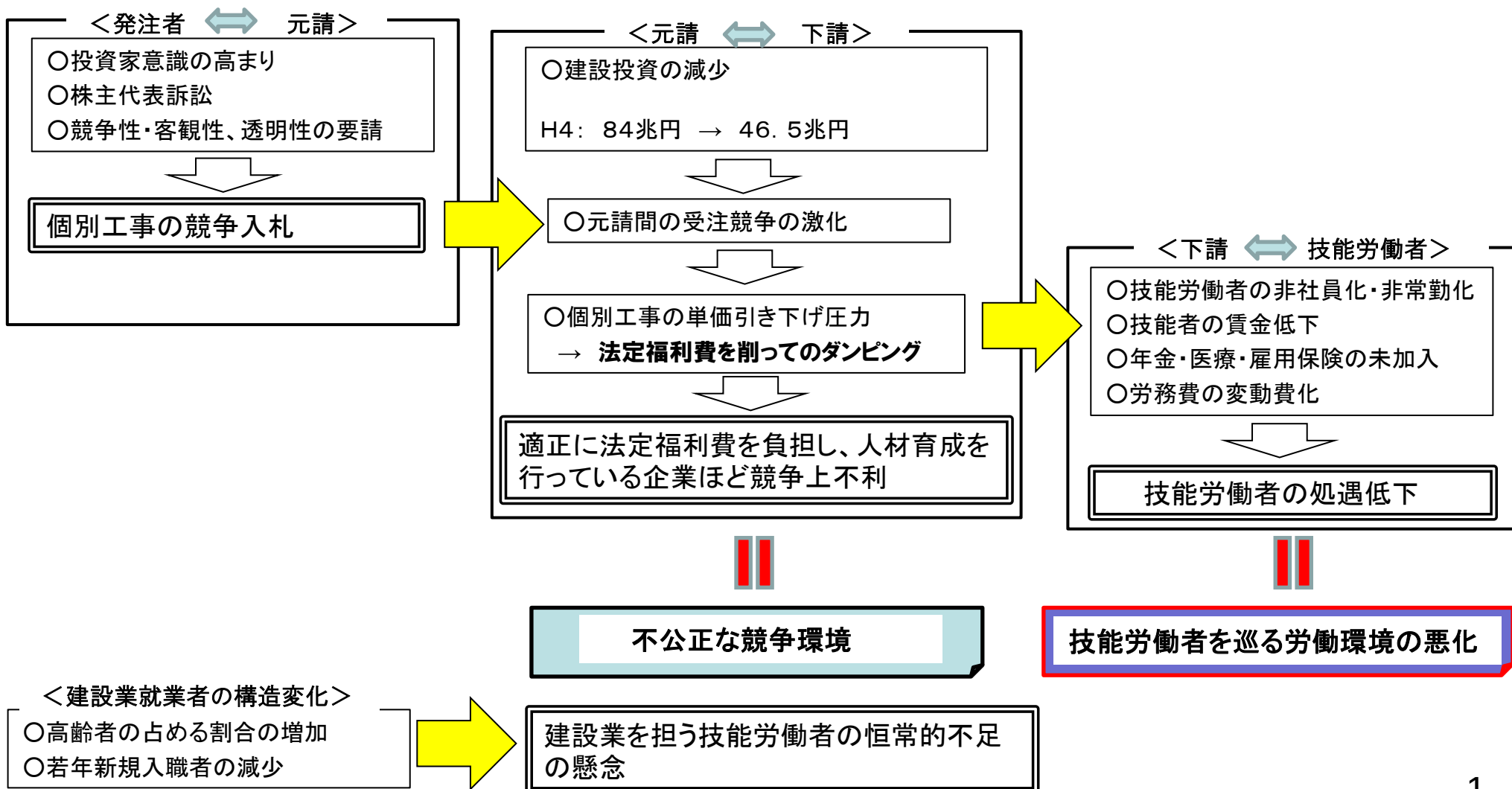
全国管工事業協同組合連合会会長 殿
 (社) 日本空調衛生工事業協会会長 殿
 (社) 日本建設機械化協会会長 殿
 (社) 日本塗装工業会会長 殿
 (社) 全国建設業協会会長 殿
 (社) 日本左官業組合連合会会長 殿
 (社) 日本サッシ協会会長 殿
 (一社) 日本電設工業協会会長 殿
 建設工業経営研究会会長 殿
 (社) 海外建設協会会長 殿
 (社) 日本道路建設業協会会長 殿
 (社) 日本埋立浚渫協会会長 殿
 (社) 鉄骨建設業協会会長 殿
 日本建設組合連合会会長 殿
 (社) 全国中小建設業協会会長 殿
 (社) 建設産業専門団体連合会会長 殿
 建設業労働災害防止協会会長 殿
 (社) 情報通信エンジニアリング協会会長 殿
 (社) 日本橋梁建設協会会長 殿
 (社) 全国鉄筋工事業協会会長 殿
 (社) プレハブ建築協会会長 殿
 (社) 全国鑿井協会会長 殿
 (社) 日本鳶工業連合会会長 殿
 日本室内装飾事業協同組合連合会会長 殿
 (社) 日本建設業連合会会長 殿
 (社) 日本タイル煉瓦工事工業会会長 殿
 全日本板金工業組合連合会会長 殿
 (社) 日本エレベータ協会会長 殿
 (社) 情報通信設備協会会長 殿
 全国建設産業協会会長 殿
 (社) 全国クレーン建設業協会会長 殿
 (社) 日本造園建設業協会会長 殿
 (社) 日本冷凍空調設備工業連合会会長 殿
 (社) 日本機械土工協会会長 殿
 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
 (社) 日本シャッター・ドア協会会長 殿
 (社) 全国建設室内工事業協会会長 殿
 (社) 日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長 殿
 (社) カーテンウォール・防火開口部協会会長 殿
 (社) プレストレスト・コンクリート建設業協会会長 殿
 全国建具組合連合会会長 殿
 日本保温保冷工業協会会長 殿
 全国基礎工業協同組合連合会会長 殿
 全国建設業協同組合連合会会長 殿
 (社) 日本ウエルポイント協会会長 殿
 (社) 日本グラウト協会会長 殿
 (社) 日本建設躯体工事業団体連合会会長 殿
 (社) 日本海上起重技術協会会長 殿
 (社) 日本造園組合連合会会長 殿

せんい強化セメント板協会会長 殿
(社) 日本建設業経営協会会長 殿
全国浚渫業協会会長 殿
(社) 土地改良建設協会会長 殿
(社) 全国防水工事業協会会長 殿
(社) 日本基礎建設協会会長 殿
(社) 全日本瓦工事業連盟会長 殿
(社) 日本建設大工工事業協会会長 殿
全国ダクト工業団体連合会会長 殿
日本外壁仕上業協同組合連合会会長 殿
(社) 日本建築大工技能士会会長 殿
(社) 四国電気・管工事業協会会長 殿
(社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会会長 殿
(社) 全国タイル業協会会長 殿
(社) 日本厨房工業会会長 殿
重仮設業協会会長 殿
(社) 日本計装工業会会長 殿
全日本電気工事業工業組合連合会会長 殿
全国圧気工業協会会長 殿
(社) 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会会長 殿
(社) 全国道路標識・標示業協会会長 殿
(社) 日本金属屋根協会会長 殿
(社) 斜面防災対策技術協会会長 殿
(社) 全国建設産業団体連合会会長 殿
(社) 日本下水道施設業協会会長 殿
(社) 日本内燃力発電設備協会会長 殿
(社) 日本建築板金協会会長 殿
消防施設工事協会会長 殿
日本運動施設建設業協会会長 殿
全国圧接業協同組合連合会会長 殿
中小建設業住宅センター会長 殿
全国マスタック事業協同組合連合会会長 殿
全国ポンプ・圧送船協会会長 殿
全国板硝子工事協同組合連合会会長 殿
(社) 全日本屋外広告業団体連合会会長 殿
(社) 日本家具産業振興会会長 殿
(社) 全国解体工事業団体連合会会長 殿
(公社) 日本推進技術協会会長 殿
日本建設インテリア事業協同組合連合会会長 殿
(社) 日本ウレタン断熱協会会長 殿
日本配管工事業団体連合会会長 殿
ビルディング・オートメーション協会会長 殿
(社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿
(社) 日本アンカー協会会長 殿
(社) 日本ツープайフォー建築協会会長 殿
(社) 日本木造住宅産業協会会長 殿
ダイヤモンド工事業協同組合会長 殿
(社) 日本潜水協会会長 殿
(社) 全国特定法面保護協会会長 殿
(社) 日本在来工法住宅協会会長 殿
(一社) フローリング協会会長 殿

みんなで取り組む建設業の保険加入

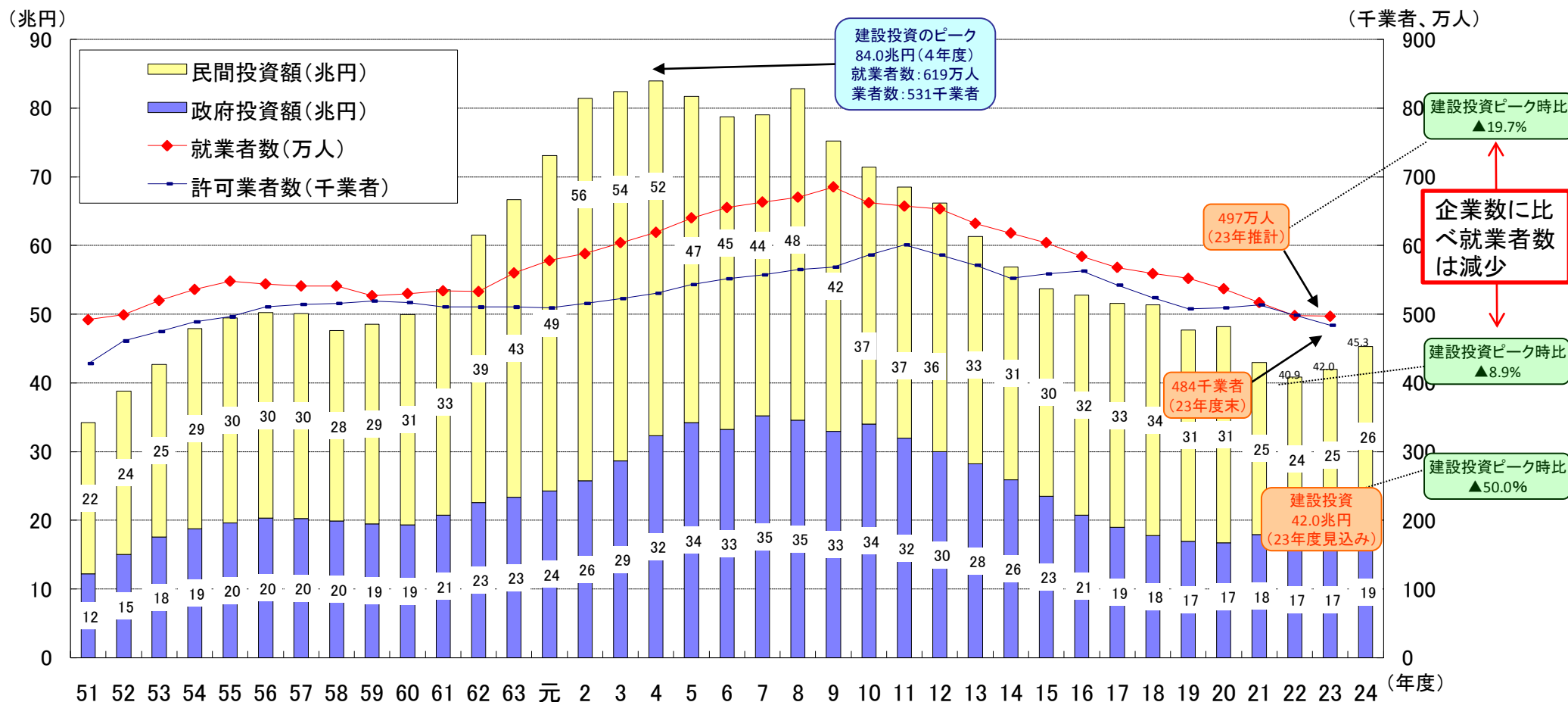
～発注者の皆様にご理解とご協力をお願い～

- 発注側で個別工事の競争入札が進むことにより、元請間の競争が激化し、単価引き上げ圧力が増大しています。
- その結果、真面目に人材育成を行う企業が不利になるという不公正な競争環境が生じています。
- また、建設業就業者の高齢化が進む中で技能労働者の処遇が低下し、技能者の離職や若年入職者の減少につながっています。



1-2 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成23年度見込み)は約42兆円で、ピーク時(4年度)から約50%減っています。
- 建設業者数(23年度末)は約48万業者で、建設投資ピーク時(4年度末)から約9%減っています。
- 建設業就業者数(23年推計)は497万人で、建設投資ピーク時(4年平均)から約20%減っています。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

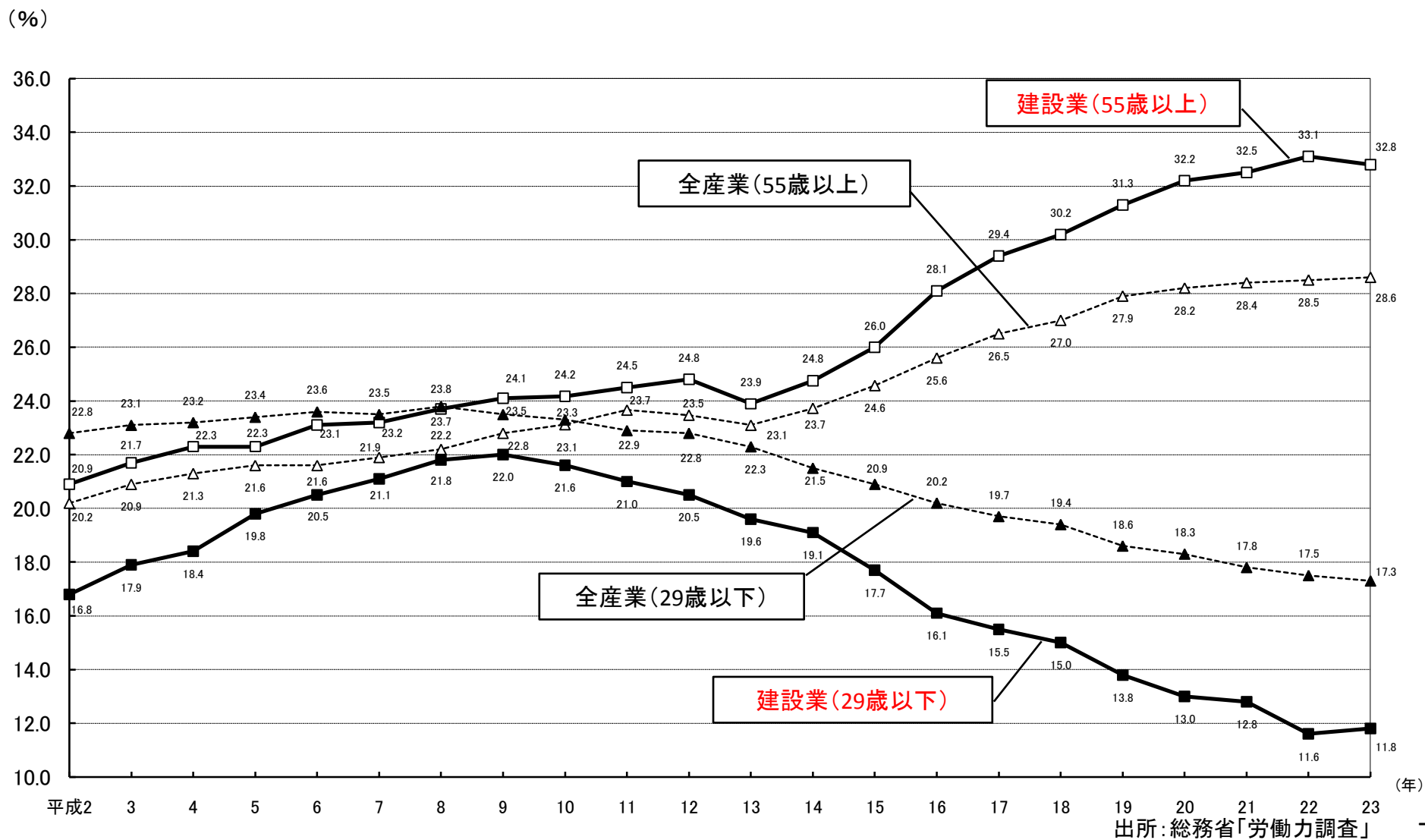
注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年については被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

I-3 建設業就業者の年齢構成の推移

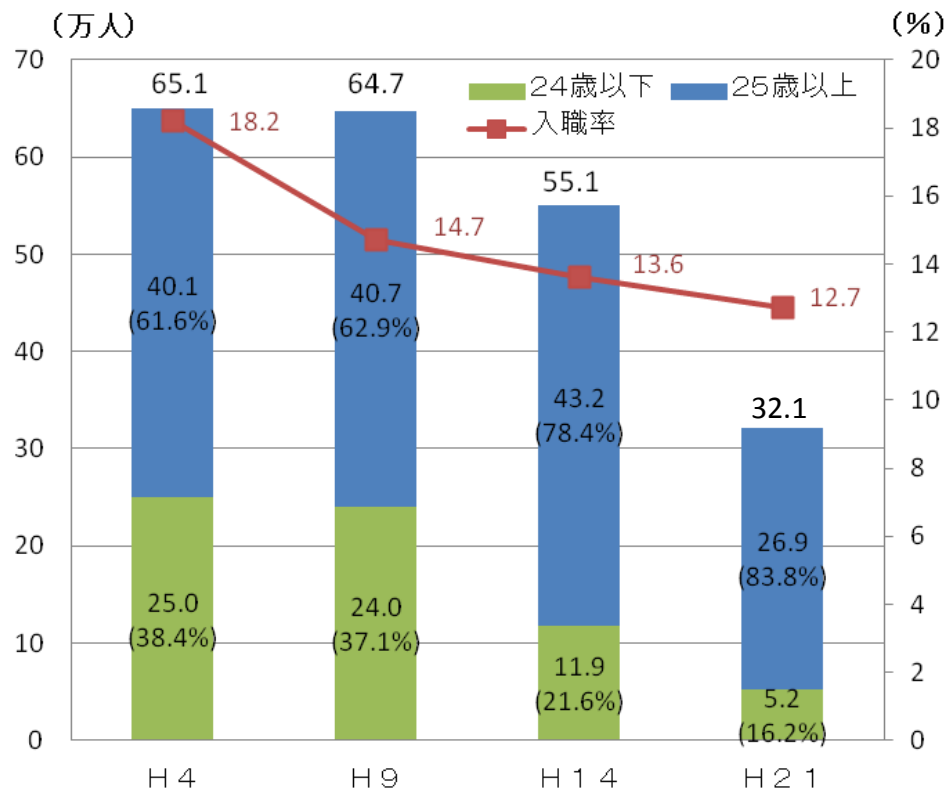
○ 建設業就業者は、3人に1人(33%)が55歳以上、8人に1人(12%)が29歳以下であり、高齢化が進行しています。



I-4 建設業における入職状況

- 建設業の入職率は低下傾向。特に24歳以下の若年入職者が減少しています。
- 24歳以下の若年入職者数の割合は、近年、製造業と比較して、低い傾向にあります。

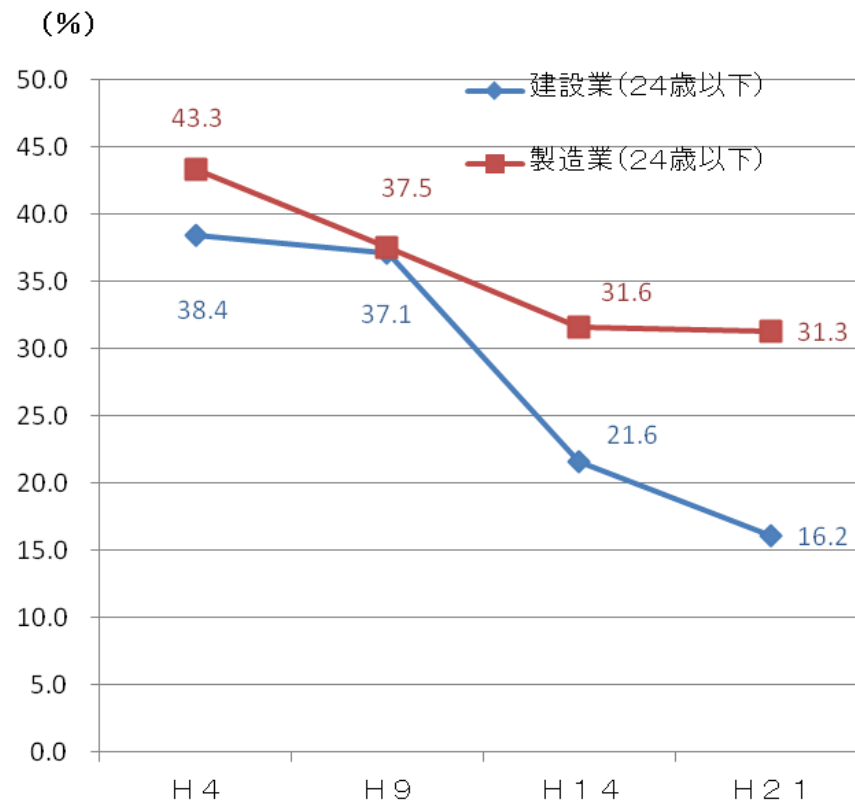
1. 入職者数の推移



出所: 厚生労働省「雇用動向調査」

※入職率 = 1～12月の入職者数 / 1月1日現在の常用労働者数 × 100

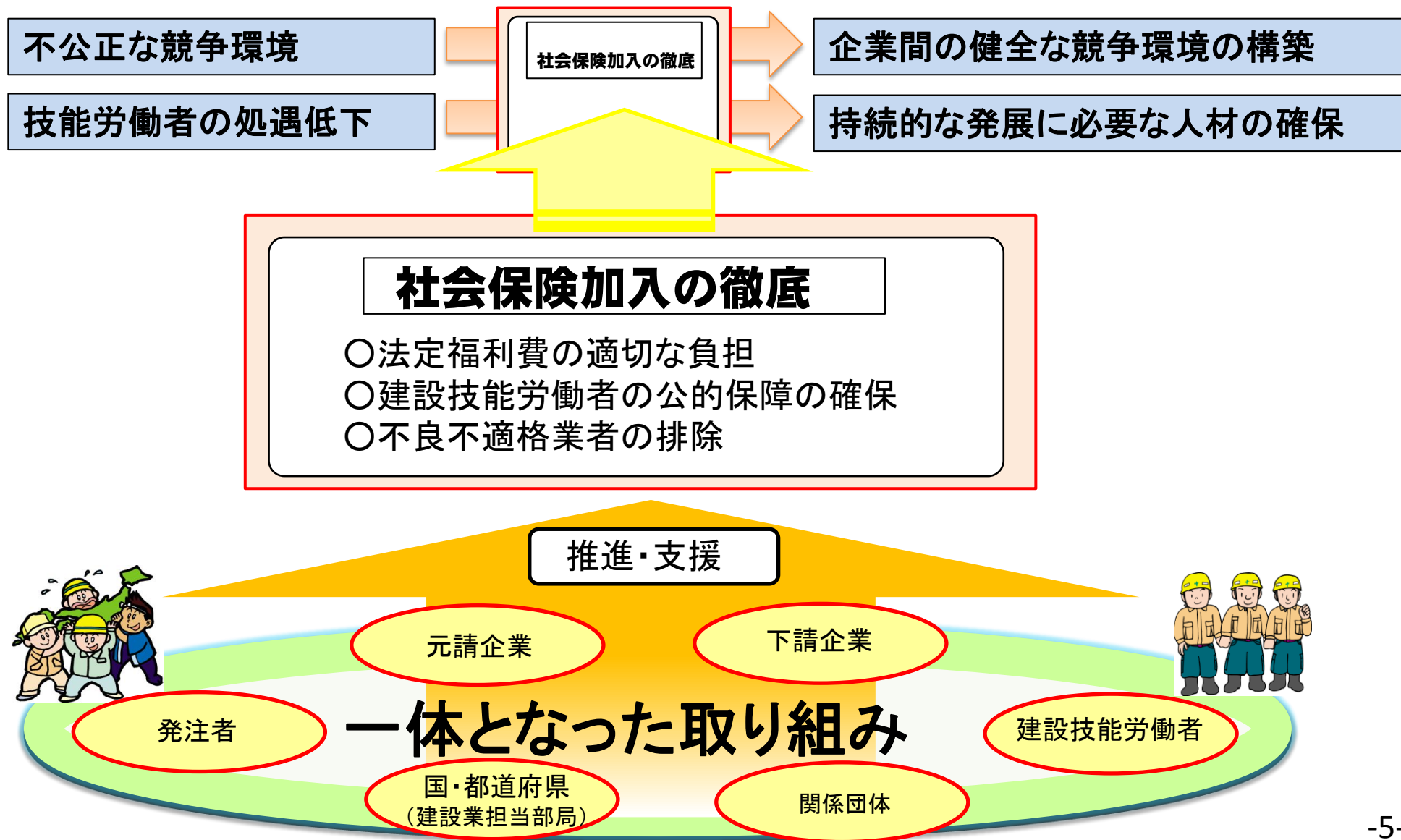
2. 入職者数全体に占める若年層の割合



出所: 厚生労働省「雇用動向調査」

II 社会保険加入の徹底

- このような状況に対し、建設業においては関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。



Ⅲ 社会保険未加入対策の概要

課 題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
 - ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
 - ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
 - ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
 - ・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

3. 建設企業の実取組

- 元請企業による下請指導
 - ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
 - ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
 - ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
 - ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
 - ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
 - ・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

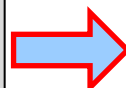
Ⅳ 公正な競争環境の構築と法定福利費の確保～発注者に期待される取組～

- 行き過ぎた競争が進むと建設工事の成果物の品質に悪影響が及ぶことが懸念されます。
- 公正な競争環境の構築に向け、発注者の皆様のご協力が不可欠です。

行き過ぎた競争による負の連鎖

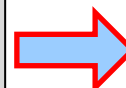
<発注者>

出来る
だけ安く

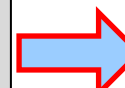


<受注者>

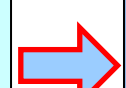
受注競争
の激化



極度に
低い価格
での受注



多くの専門工
業者・労働者へ
のしわ寄せ



建設工事の成
果物の品質に
悪影響



公正な競争環境の構築

<発注者>

- 「出来るだけ安く」から
「適正な価格による発注」へ
- ・法定福利費を含む適正な積算
に基づく予定価格の設定
- ・適正な単価
- ・適正な工期
- ・必要以上の低価格発注を
できる限り避ける
- 見積・入札・契約の際に
法定福利費確保に向けた配慮

<建設業関係者>

- ・法定福利費を適切に負担する企業
による公正な競争
- ・不良不適格業者の排除

<行 政>

- 発注者への要請・周知
- 元請企業への要請
- 建設業法令遵守ガイドラインへ
の位置づけ

<建設業>

- 専門工事業団体による見積時
の法定福利費内訳明示

<建設業者
団体>

- 各団体で法定福利費の確保
に向け加入促進計画で取組

- 労働環境の改善
- 必要な人材の
確保



質の高い成
果物の建設

Ⅳ-2 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(抜粋) (平成23年8月)

- 建設業法令遵守ガイドラインでは、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

社会保険・労働保険(法定福利費)について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

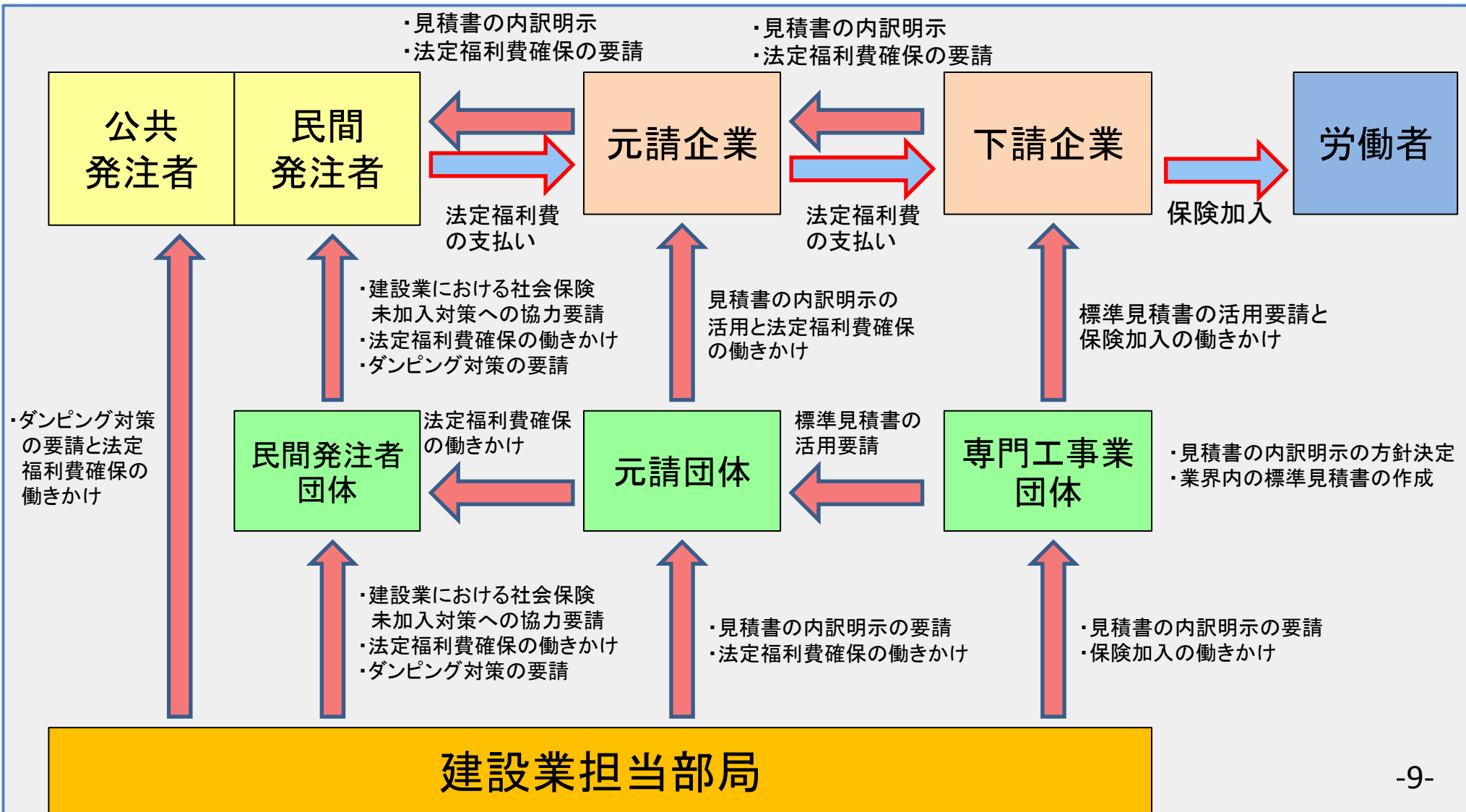
【参考：建設業法第19条の3】

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

Ⅳ－３ 法定福利費の確保に向けたイメージ図

○ 法定福利費の確保は、社会保険加入の前提であることから、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、関係者がそれぞれの立場から取組を行うことが必要です。



IV-4 国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

○ 国土交通省直轄土木工事における積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されていましたが、**本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額**について、予定価格に適切に反映できるように**現場管理費率式の見直し**を実施しました。 （国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格(直接工事費)で算出。

◆見直し後の現場管理費率の適用は、**平成24年4月1日以降入札する工事から適用**。